

ぎふ農業会議だより

平成21年4月28日
岐阜県農業会議

<内容の詳細を含め、お問い合わせ等がある場合は、下記事務局へご連絡ください。
岐阜市藪田南 5-14-12、岐阜県ソクタク庁舎、 058-268-2527 (担当;三浦)>

3月常任会議員会議を開催

- 農地転用許可申請 251 件、約 203 千㎡について意見答申 -

農業会議は、3月25日、岐阜市内の県福祉・農業会館において、常任会議員会議を開催しました。

この会議では、県知事ほか5市町長等から諮問された「農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定による農地転用許可」に対して意見答申を行いました。

県知事ほか5市町長等から諮問された農地転用許可申請の総件数及び総面積は、合計251件、203,371㎡(第4条関係が63件、71,307㎡、第5条関係が188件、132,064㎡)でした。

3月の許可権者別の申請件数並びに面積は、以下のとおりです(面積は、ラウンド計算のため、合計と内訳が一致しないことがあります)。

区分	4 条		5 条		合 計	
岐阜県	55 件	64,615 ㎡	159 件	108,567 ㎡	214 件	173,182 ㎡
岐阜市	3 件	2,225 ㎡	4 件	3,069 ㎡	7 件	5,294 ㎡
羽島市	2 件	1,711 ㎡	7 件	8,479 ㎡	9 件	10,190 ㎡
各務原市	1 件	759 ㎡	5 件	4,857 ㎡	6 件	5,616 ㎡
川辺町	0 件	0 ㎡	2 件	1,138 ㎡	2 件	1,138 ㎡
高山市	2 件	1,997 ㎡	11 件	5,954 ㎡	13 件	7,951 ㎡
県計	63 件	71,307 ㎡	188 件	132,064 ㎡	251 件	203,371 ㎡

県等から説明を受けた後の審議の結果、許可相当として県知事ほか5市町長等に答申をしました。

なお、3月における3,000㎡以上の大規模転用案件は7件(43,900㎡)、砂利

採取案件は 4 件(20,142.68 m²)でした。

平成 20 年度の農地転用諮問は 3,300 件、243ha

- 平成 19 年度に比べ、農地転用許可申請 654 件、約 58.8ha の減 -

農業会議は、毎月の常任議員会議において、県知事ほか 5 市町長等から諮問された「農地法第 4 条第 3 項及び第 5 条第 3 項の規定による農地転用許可」に対する意見答申を行っていますが、平成 20 年度の年間諮問件数及び面積は、以下のとおりでした。

年間諮問件数及び面積 3,300 件、約 243.8ha(19 年度; 3,954 件、約 302.6ha)
うち農地法第 4 条関係 864 件、約 53.0ha(19 年度; 1,033 件、約 64.1ha)
" 第 5 条関係 2,436 件、約 190.8ha(19 年度; 2,921 件、約 238.5ha)
であり、平成 19 年度に比べて、総件数では 654 件、総面積では約 58.8ha がそれぞれ減少しました。

なお、その許可権者ごとの許可申請件数並びに面積は、以下のとおりです。

区分	4 条		5 条		合 計	
岐阜県	712 件	44.6ha	2,062 件	162.4ha	2,774 件	207.1ha
岐阜市	18 件	1.0ha	63 件	6.9ha	81 件	8.0ha
羽島市	14 件	0.5ha	46 件	2.4ha	60 件	3.0ha
各務原市	29 件	1.4ha	81 件	6.2ha	110 件	7.7ha
川辺町	11 件	1.0ha	51 件	3.3ha	62 件	4.4ha
高山市	80 件	4.3ha	133 件	9.2ha	213 件	13.5ha
県計	864 件	53.0ha	2,436 件	190.8ha	3,300 件	243.8ha

(許可権者ごとの面積はラウンドにより、県計と一致しない場合があります)

農の雇用事業就業激励会を開催

- 農による雇用の期待・確保と意欲ある新規農業就業者に対する激励 -

農業会議は、3月25日、県との共催により「農の雇用事業」就業激励会を県庁において開催しました。

これは、昨今の雇用不安に伴い、農業分野での雇用の受入れに大きな期待が高まっている中で、新たに雇用を開始する農業法人等の代表者と新規就業者を激励することをねらいに開催したものであり、平成 20 年度第 2 次補正予算により確保された緊急雇用対策「農の雇用事業」の活用を希望する法人等を対象

に企画したものです。

昨年10月以降今年の春までに、県内の法人等に就業する予定は29法人(34人就業予定)であり、このうち今回の激励会には、22法人の代表者と19人の就業予定者の41人が参加をしました。

また、農業法人等の雇用者側から就業者に対し、「農業で人生の花を咲かせて欲しい」との願いを込め、バラの花が手渡されました。

会場は、雇用側と就業者側双方の期待と希望が重なる中、熱気と夢あふれる激励会となりました。

今後の主な会議・研修会等の予定

月 日	会議・研修会名等
5/28	全国農業委員会会長大会(東京・日比谷公会堂)
5/29	常任会議員会議
6/2	農業委員会事務局長会議
6/4	農地情報管理システム担当者研修会
6/18	日本農業法人協会夏季セミナー(東京・浅草ビューホテル)
6/29	平成21年度岐阜県農業会議第1回総会
6/29	常任会議員会議
10/1～2	中日本農業委員会職員現地研究会(大阪市内)
12/3	全国農業委員会会長代表者集会(東京・九段会館)

各種講座・会議などの詳細・問い合わせ等は、農業会議事務局もしくは県担い手育成総合支援協議会、県耕作放棄地対策協議会へお問い合わせください。

全国の動きから

農地法改正案、近々、衆議院を通過の見通し

- 自民・民主の両党が、4月24日、修正協議で大筋合意 -

農地法の改正に関する審議は、4月3日の衆議院本会議における趣旨説明のあと、7日には衆議院農林水産委員会での趣旨説明が行われ、9日から本格的な審議が開始されました。

これまで、14日には松本全国農業会議所専務理事等に対する参考人質疑が行われた後、再度21日にも農業法人代表者等に対する参考人質疑が行われています。

一方、民主党からは、22日、この法案に対する十分な審議を求めると併せて修正案が提出され、現在、与野党における修正協議が進められています。

この協議が順調に推移すれば、近々にも衆議院において可決される見通しです。

今回の法案に対する民主党の修正案は、現在の改正法案「所有から利用へ」を基本理念とする中で、農地法第1条の法の目的に「耕作者の地位の安定」と「地域社会との調和」という理念が必要であるとし、無秩序な法の緩和に一定の歯止めをを加えることを提唱しています。

また、農業生産法人の業務執行役員のうち1人以上が農業に年間150日以上従事する「常時従事者要件」を追加するよう調整しています。

